



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

## 事務所通信・スターダスト 2012年8月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)  
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414  
TEL 047-322-5239

### 1 通信送付のご挨拶

謹啓 残炎の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ついにロンドンオリンピックが始まりました。4年に一度の風物詩を眠い目をこすりながら見ている日々です。金メダルに向かって懸命に力を出している選手の姿を見ると、自分もそのパワーをもらって頑張れる気持ちになります。私の事務所をマラソンに例えるなら、まだ10キロ地点にも達していない。まだまだ勝負はこれからだと。

まだまだ暑さが厳しいので体調をくずされませんようお元気でお過ごしください。

謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) 石巻に被災地視察に行つて参りました

7月7日、市川商工会議所青年部の拡大研修委員会（原田寛委員長）の6名とともに宮城県石巻市の被災地に視察に行つて参りました。これは8月21日（火）に市川商工会議所で開催される市川 YEG8 月定例会の講演会「被災地の現状を知り地域の絆を知る」の講師を務めていただく松本俊彦様より、是非被災地の現状をみた方がよいのではというご提案に、是非とも行かせて下さいということになり実現しました。石巻市内の住宅密集地であった場所はいまや何もない焼け野原のような状態であり、港沿いの水産加工団地も稼働している工場は少なく、大手資本の製紙工場はいち早く再開をしており、被災地復興に格差を感じる部分がありました。また、がれきはうず高く積まれたままであり、がれきの受け入れ先がはやく決まって欲しいという思いが強くなりました。また、女川町を訪れ、津波の影響を最も受けた場所であり、復興の目処さえもたっていない現状をしりました。被災した海産物業者の方等から生の声を聞き、大変濃密な1日過ごして参りました。



8月の定例会では、松本様の講演の前に私の方から被災地視察の報告も行います。講演会にご興味のある方は星川までご連絡下さい。

#### (2) 市川ぐるめ屋台村～キッチンスタジアムのオープニングセレモニーに招待されました

7月14日10時半より、市川駅南口にて市川地域ブランド協議会（片岡直公会長）、市川グルメ研究会が主催する「花火大会復活祭・市川ぐるめ屋台村～キッチンスタジアム」のオープニングセレモニーにザタワーズウエスト管理組合副理事長として出席いたしました。このイベントは昨年中止となった市川市納涼花火大会の復活を記念し、市川駅南口の地域活性化、市川グルメをテーマにした市川市全体の盛り上がりを目指し、わが市川を元気にするイベントです。当事務所のあるザタワーズウエストを舞台にしてザ・グルメ対決キッチンスタジアム（アイリンクタウンケーキ（モンペリエ）vs わっしょい行徳みこし丼（魂麺））が開催されました。当日は多数の方が市川駅南口を訪れ、15日までの2日間、活況に満ちていました。キッチンスタジアム対決はモンペリエさんの勝利となりました。次ページの写真がそのアイリンクタウンケーキです。





### (3) 中小企業家同友会市川浦安支部例会に参加しました

7月18日午後7時より、船橋市フローラ西船において「21世紀型企業の商品問題」をテーマにした中小企業家同友会市川浦安支部の7月定例会に参加して参りました。

報告者は株式会社マツオーの小野塚雄社長で、飲食店中華ゆうえん3店舗を運営し、熾烈な競争業界の中で、商品づくりにこだわって事業を行っており、人材育成が最重要点であることなどをお話いただきました。お客様の経営に関わっていく行政書士として、今後とも同友会で経営の勉強をし研鑽をつんでいきたいと思っております。

### (4) 千葉家裁担当者による相続業務実務研修を受講しました

7月20日午後1時より、千葉商工会議所において開催された「不在者管理制度等」に関する実務研修講座を受講して参りました。これは行政書士会研修センター主催によるもので、千葉家庭裁判所書記官を講師に迎えて実践実務知識を習得いたしました。前半は、「不在者・相続財産管理人選任事件制度と財産管理人の権限」について、基礎的な知識をお話いただき、相続事件についての質疑応答を行いました。後半は、「成年後見制度と成年後見人等の権限」について法律の基礎知識、後見人の仕事と責任、後見人の職務と権限について、主任書記官による説明を受けました。

## 3 業務インフォメーション

### 1 7月9日(月)より新しい在留管理制度がスタートしました。

7月9日より新しい在留管理制度がスタートいたしました。今般の改正のポイントは下記の4つです・

- ・「在留カード」が交付されます(中長期の在留者についてカードによる情報管理がなされます)
- ・在留期間が最長5年になります(従来3年)
- ・再入国許可の制度が変わります(みなし再入国制度が始まります)
- ・外国人登録制度が廃止されます(区市町村は住民票による管理になります)

(中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は一定の期間「在留カード」とみなされますので、すぐに切り替えをする必要はございません)

まだ、当局の対応も含めて混乱が生じているようです。東京入管は現在、法律改正の対応と在留カードの交付が忙しく、大変混雑をしております。入管誘導係員の対応の混乱ぶりも私は確認しております。

7月2日に千葉商工会議所で行われた県行政書士会主催「在留管理制度説明会」にも参加いたしましたが、まだ審査要領などの具体的なものが出ておらず、9日ようやく申請書書式が定まった程度であり、これからノウハウの蓄積がなされていくところです。こうした制度改正についてのご質問などがございましたら当事務所にお問い合わせ下さい。

### 2 宅建業者・建設業の登録変更は大丈夫でしょうか。

宅建業者、建設業者さまは、名称・住所・役員等が変わりましたら、変更後30日以内に登録している都道府県・大臣に届けなければなりません(経營業務管理責任者・専任技術者は変更後2週間以内)。知らず知らずのうちに変更届を出さずにいる場合ございませんか。日常のお仕事で忙しい会社様に代わって、当事務所が届出書類の作成及び届出事務の代行をリーズナブル価格で行います。

### 3 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。決算変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239